

行政不服審査法施行規則の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に伴い、必要な規定を整備するため、手数料の納付方法の細則、審理員が審理員意見書を提出するときに事件記録とともに審査庁に提出する書類等の事項を定める。

1 テレビ会議システムを利用した口頭意見陳述等の実施方法

- テレビ会議システムを利用する方法によって口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審理員が相当と認める場所を審理関係人ごとに指定して行うこととする。（第1条）

2 オンラインにより写し等の交付を求める場合の手数料等の納付方法

- オンラインにより写し等の交付を求める場合の手数料の納付方法は原則として電子納付とすること、送付により写し等の交付を受ける場合の費用の納付方法は切手等又は電子納付とすること等を定める。（第2条・第3条）

3 審理員意見書とともに提出する書類

- 審理員が審理員意見書を提出するときに事件記録とともに審査庁又は再審査庁に提出する書類は、審査請求人等が審理員に対して行った通知、審理員が審査請求人等に対して行った通知その他審理員が必要と認める書類とする。（第4条）

4 行政不服審査会の調査審議の手続

- 上記1及び2の規定は、原則として行政不服審査会の調査審議の手続に準用することとする。（第5条）

5 施行期日等

- この省令は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行することとする。（附則第1条）
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）等の総務省令について、法の施行に伴い必要となる規定の整備を行うこととする。（附則第2条～第4条）